

## 重要事項説明書

様（以下「利用者」と言う）に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・訪問看護（以下「訪問看護サービス」と言う）の提供開始にあたり、介護保険法令・健康保険法令に基づいて、医療法人社団白美会（以下「事業者」と言う）が説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団白美会
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2
代表者名	種子田 吉郎
電話番号	025-362-0260

### 2. 事業所概要

事業所名称	しろね訪問看護ステーション
所在地	新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2
電話番号	025-362-0307
管理者の氏名	安原 由華
サービスの種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・訪問看護
介護保険事業所番号	1560190520
サービスを提供する地域	新潟市南区、西区(黒埼地区)、江南区(曾野木・両川地区)

### 3. 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

事業者が設置するしろね訪問看護ステーション（以下「事業所」と言う）において実施する訪問看護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防に当たっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。

#### (2) 運営方針

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- ④ 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・特定相談支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」と言う）、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ⑤ 訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者・利用者の家族及び身元引受人等（以下「利用者等」と言う）に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ⑥ 前 5 項のほか、「指定居宅サービス人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### 4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	1 名
看護師	2.5 人以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適宜必要人員配置
事務員	1 名

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：30 ※24時間対応で、夜間・休日の緊急対応も可能です
休業日	土・日・祝日、年末年始（12/31～1/3）

#### 6. サービスの概要

- ① 病状・障害・日常生活の状態や療養生活のアセスメント
- ② 清潔の保持、食事及び排泄等、療養生活の支援
- ③ 床ずれの予防・処置
- ④ 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- ⑤ ターミナルケア期の看護
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- ⑩ 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- ⑪ 住宅改修の相談・指導

## 7. サービスの提供の管理者

サービス提供の管理者は下記の通りです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	安原 由華
--------	-------

## 8. 利用料金

- (1) 介護保険 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用料  
※ 別紙 「訪問看護料金表<介護保険>」参照  
医療保険 ※ 別紙 「訪問看護料金表<医療保険>」参照  
「訪問看護料金表<医療保険 精神科>」参照

### (2) 請求・支払

事業者は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、  
介護保険利用の場合は、翌々月 15 日頃に利用者等に請求します。  
医療保険利用の場合は、翌月 10 日頃に利用者等に請求します。  
利用者等は 10 日以内に次のいずれかの方法により支払います。

- 現金払い (集金・窓口支払い)
- 金融機関振込 ※手数料は利用者負担となります
- 口座引き落とし ※手数料は事業所負担となります

金融機関：第四北越銀行 白根中央支店
預金項目：普通
口座番号：374667
口座名義：医療法人社団 白美会
理事長 種子田 吉郎

### (3) 領収書の発行

事業所は、利用者等から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

## 9. キャンセル料

利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日 17:30 までに連絡があった場合	無料
上記までに連絡がなかった場合	利用料金の自己負担分を徴収

\*連絡先は、下記の通りです。

しろね訪問看護ステーション	025-362-0307
---------------	--------------

## 10. 個人情報の利用及び秘密保持

※契約書に記載の通りです。

## 11. 苦情申し立て窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

当事業所相談窓口	責任者	安原 由華
	電話番号	025-362-0307
	対応時間	平日 8:30~17:30

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

新潟市南区役所 健康福祉課高齢介護係	電話番号	025-372-6320
	対応時間	平日 8:30~17:30
新潟市役所 介護保険課	電話番号	025-226-1273
	対応時間	平日 8:30~17:30
国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022
	対応時間	平日 9:00~17:00

## 12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、利用者の家族及び身元引受人等、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病・医院名	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	

ご家族及び 身元引受人 等	氏 名	続柄 ( )
	電 話	①
		②
	氏 名	続柄 ( )
電 話	①	
	②	

居宅介護支援事業所等 (病院・行政担当者含む)	事業所名	
	担 当 者	
	電 話	
	住 所	
各地域包括支援センター	事業所名	
	担 当 者	
	電 話	
	住 所	

サービス提供中の事故発生においては、上記以外に市介護保険課へ報告します。

新潟市役所介護保険課	025-226-1273 内線 2772~2781
------------	------------------------------